

平成28年6月1日

関係法人代表者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長
名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課長

平成28年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の
受講者の推薦及び申込みについて

みだしの研修について、受講を希望される場合は、下記のとおり必要書類を提出いただきますようお願いします。

なお、本市への申込みの対象は、本市に所在する事業所にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として受講者を配置する場合のみです。**市外に所在する事業所に係る申込みについては、受付できません。事業所の所在する市町村窓口へお問合わせください。**

<本研修について>

この研修はサービス管理責任者等になるための研修であり、各事業所の「管理者」や居宅介護事業所等の「サービス**提供**責任者」になるための研修ではありません。サービス管理責任者等の配置が必要な事業を実施する予定がない場合等は、申込みの必要はありませんので、ご注意ください。

記

1 提出書類

- (1) 別紙1 平成28年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦及び申込書
- (2) 別紙2 平成28年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦一覧（複数の受講者を推薦する事業者のみ提出してください。）

2 提出期限

平成28年7月5日（火）午後5時30分 必着厳守

※郵送もしくはご持参にてご提出ください（メール及びFAXは不可）

3 提出先

- (1) サービス管理責任者研修（第1分野～第4分野）
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局障害者支援課施設事業係 担当：水谷 宛て
- (2) 児童発達支援管理責任者研修
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係 担当：戸田 宛て

4 問い合わせ先

(1) サービス管理責任者研修

ア. 本研修に関すること

障害者支援課施設事業係 担当：水谷 Tel052-972-2560

イ. 資格要件に関すること

障害者支援課指定指導係 指定担当 Tel052-972-3965

(2) 児童発達支援管理責任者研修

ア. 本研修に関すること

子ども福祉課子ども発達支援係 担当：戸田 Tel052-972-2520

イ. 資格要件に関すること

子ども福祉課子ども発達支援係 指定担当 Tel052-972-2520

5 受講決定について

(1) 本研修については、本市が愛知県に対して受講希望者を推薦した後、愛知県が受講者の選考・決定を行います。

(2) 応募者が多数の場合は、以下の点を考慮し、受講者が選考・決定されます。

- ・既に事業を開始し、現在サービス管理責任者等として従事しているが、経過措置等により研修が未受講の者を優先する。
- ・事業開始予定の時期が早い事業所において、サービス管理責任者等として従事する予定の者を優先する。
- ・事業所の運営において、必要なサービス管理責任者等の研修を修了した者が1人もいない事業所からの申込を優先する。
- ・実務経験を有する者を優先する。

(3) 受講決定については、9月下旬に通知を予定しています。

6 受講者推薦及び申込みについて

(1) 別添の「平成28年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修実施要領」等の関係資料について、あらかじめ十分に確認してください。

(2) 申込書は、可能な限り、**EXCELシートへ入力し、書面に印刷**したものをご提出いただきますようお願いいたします。

(3) サービス管理責任者等の実務経験については、必ず事業者自身において確認を行ったうえで、申込みしてください。申込書の記載のみで、本市が実務経験要件を判断するものではありませんので、実務経験について確認が必要な場合は、上記「4 問い合わせ先」の指定担当あてお問い合わせいただきご確認ください。

(4) **複数の事業所を運営する法人においては、法人ごとに事業所の受講希望者の申込書等**をとりまとめのうえ、提出してください。

- (5) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の経過措置等については、次のとおりですので、計画的に研修を受講してください。

○サービス管理責任者

・平成27年4月1日から3年間に限り、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間は、実務経験者であるものを研修修了の要件を満たしているものとみなす（平成29年4月1日以降に事業を開始した場合は、平成30年3月31日までとする。）。

・やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠如した場合は、当該事由発生後1年間は、実務経験者であるものについて、研修修了の要件を満たしているものとみなす（研修に申し込んだが受講ができなかった場合は、やむを得ない事由に該当しませんのでご注意ください。）。

○児童発達支援管理責任者

・平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点とした1年間は、実務経験者であるものを研修修了の要件を満たしているものとみなす（平成29年4月1日以降に事業を開始した場合は、平成30年3月31日までとする。）。

・やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠如した場合は、当該事由発生後1年間は、実務経験者であるものについて、研修修了の要件を満たしているものとみなす。

・過去に、サービス管理責任者研修（第5分野（児童））を修了しているものは、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

7 添付書類

- (1) 別紙1 平成28年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦及び申込書（記載例を含む。）
- (2) 別紙2 平成28年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦一覧
- (3) 平成28年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修実施要領（愛知県作成資料）
- (4) サービス管理責任者の要件となる実務経験について
- (5) 児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験について

※ 添付書類の様式については、本市のウェブサイト「ウェルネットなごや」においてご案内しております。ダウンロードしてご使用ください。
（掲載場所は裏面を参照）

【ウェルネットなごやトップページのイメージ】

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/>

ウェルネットなごや

名古屋公式HP

キーワード検索 | サイト内検索 | ご意見箱 | サイトマップ

トップ | 各種サービス・制度を利用するには | 名古屋市の障害者福祉施策 | 事業者の方へ

障害福祉サービス事業者検索

- 条件から探す
- 地図から探す
- 障害福祉サービス事業者情報

新着情報

- 熱田区障害者基幹相談支援センターの移転について (2015年5月26日)
- 名古屋市地域活動支援事業者の登録の取消しについて (2015年5月19日)
- 平成27年度愛知県相談支援従事者研修(初任者研修)の開催日の変更について (2015年5月13日)
- 平成27年5月1日付け障害福祉サービス事業所等の新規指定(登録)について (2015年5月13日)

広告募集中

広告募集中

ここでご案内します。